

令和2年度与党税制改正大綱について

本日、「令和2年度税制改正大綱」が決定された。

今回の税制改正においても多くの課題があったが、地方財政にも十分配慮の上、取りまとめていただいた与党関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表する。

ゴルフ場利用税については、非課税となる年齢要件の拡大は行われず、現行制度が堅持できたことを評価し、改めて関係者の皆様のご尽力にたいへん感謝申し上げる。

財源の乏しいゴルフ場所在町村においては、極めて貴重な財源であり、本税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、安定的な町村運営のため、今後とも現行制度の堅持を強く求める。

法人事業税については、電気供給業の一部について付加価値割及び資本割を導入することとされたが、一定の代替財源が確保されるなど、地方財政に与える影響に考慮していただいたものと考えるが、今後とも収入金額課税の堅持を強く求める。

いわゆる所有者不明土地問題については、職員の少ない町村の現場で苦慮している課題であり、今回固定資産税について、現所有者の申告の制度化や使用者を所有者とみなす制度の拡大を行うものとされたことは、今後の課題抑止に有効なことから、高く評価する。

本会は、今後とも地域の自立性・自主性の向上のため、地方税の充実確保と併せて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めていく。

令和元年12月12日

全国町村会長
荒木 泰 臣